静岡県告示第374号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年5月13日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和7年5月13日

静岡県知事 鈴木康友

路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
135号			熱海市伊豆山字稲村400番の38から							令和7年5月13日
			熱海市伊豆山字稲村400番の40まで							